

(様式第2号)

福祉サービス第三者評価結果報告書

①第三者評価機関名

一般社団法人岡山県社会福祉士会

②施設・事業所情報

名称：久米こども園	種別：保育所型認定こども園			
代表者氏名：園長 林原郁恵	定員（利用人数）：155名 (保育認定140名 教育認定15名)			
所在地：〒709-4616 津山市南方中1744-1				
TEL：0868-57-2501	ホームページ： <a href="http://www.kumehoikusyo.jp">http://www.kumehoikusyo.jp</a>			
【施設・事業所の概要】				
開設年月日：平成11年4月1日				
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人江原恵明会				
職員数	常勤職員： 21名	非常勤職員： 16名		
専門職員	園長 1名	栄養士 2名		
	主任保育士 1名	調理員 3名		
	副主任保育士 4名	事務員 1名		
	看護師 1名	保育助手 2名		
	保育士 22名			
施設・設備の概要	(居室数)	(設備等)		
	乳児室1室・ほふく室2室 保育室7室(ひまわり組；一時保育、すみれ組：0・1歳児クラス たんぽぽ組：1歳児クラス、もも組：2歳児クラス、きく組：3歳児クラス、ばら組：4歳児クラス、ゆり組：5歳児クラス)	遊戯室(ホール)、調理室、事務室、職員室、支援センター室について各1室、教材庫2室、プール1ユニット		

### ③理念・基本方針

#### <法人としての基本理念>

当法人の理念は「広義の福祉」を展開することです。高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉と多岐にわたる分野で、出来る限り多くの人々にご利用いただける、バランスのとれた福祉施設を提供することです。

東日本大震災を受け、「安全・安心の国、日本」という神話が根底から崩れ、防災を含めあらゆる分野での見直しが必要となってきています。福祉の分野においてもやはり、見直しが迫られるところです。

高齢者・児童・障害者の福祉ができるだけ縦割りにならぬよう、母体である病院とも連携を強め、広義の意味での福祉を展開していきたいと思います。

#### <法人としての基本方針>

個々の事業所が独立採算性を保つことは言うまでもありません。しかしながら、その時々の政治的、或いは大災害のような不測の事態によって、独立した採算の維持が困難となるケースも想定に入れておく必要があります。

当法人においては、それぞれの施設が課せられた業務を真摯に捉え、鋭意努力していくことは当然のことながら、多岐にわたる事業展開により、法人全体の確固たる経営基盤を築いて参りたいと思っております。

#### <久米こども園としての保育理念>

全ての子どもが健康な心と身体を育み、豊かな情操と賢さを身につけ、命と自然を尊び、自信を持って他者との信頼のなかに生きることを目指す

#### <久米こども園としての保育方針>

心豊かで生き生きとした子どもを育てる

#### <保育目標>

く 久米こども園の子どもは  
め 恵まれた環境の中で基本的生活習慣を身につけ  
の 伸び伸びと主体性を持って  
こ 心豊かに育つ

### ④施設・事業所の特徴的な取組

- ・通常保育(7:00～18:00)
- ・通常教育(8:30～14:00)
- ・時間外保育(18:00～19:00)
- ・一時預かり保育
- ・英会話(年中児：週1回、年長児：週2回)
- ・食事の提供
- ・障がい児保育(タケヤリ教室：毎週土曜日)
- ・子育て支援センター事業、出前保育

## ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成30年10月1日（契約日）～ 平成31年 3月19日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1回（平成24年度）

## ⑥総評

### ◇特に評価が高い点

- ・評価施設の保育目標を保護者や市民にとってわかりやすい表現に変更すると共に、定期的に改定を行い、自分たちが進むべき方向性を明確にしています。
- ・園長が大切にしている「主体性」というキーワードが、園内の様々な業務、保育サービスに見られ、園長の方針や考えが職員に浸透しています。例えば、各部会(研修部、保健・給食部、図書部、絵画部、音楽部、広報・パソコン部、レクリエーション部、支援児童部、就学検討部、諸帳簿検討部)を設け、職員ひとり一人が自分の範囲内の業務だけでなく、広く評価施設の運営に携わることの出来る工夫がなされています。
- ・年次有給休暇の取得日数が全国平均よりも多く、職員が働きやすい職場に出来るよう工夫されています。
- ・保育士養成校や中学校の課外授業として実習を積極的に受け入れており、学校教育や人材養成に貢献しています。
- ・芝生の広い運動場があり、周りを山や田んぼに囲まれ自然の中で子ども達の情操を育てる環境が整っています。
- ・広い駐車場が建物の道路側に配置され、保護者の送迎に役立っています。
- ・児童クラブが運動場の中にあり、卒園生の様子を知ることができます。
- ・ネイティブな外国人講師を招き、英会話教室を週2回行なっています。子ども達の関心も高く、英語が生活の中で出てくる場面もみられます。
- ・専任の講師によって障害児保育を週1回行なっています。
- ・1歳児クラスについては、誕生日で判断するのではなく、個々の子どもの発達に応じてクラスの移動を行なっています。
- ・基本的に複数担任制をとっていますが、年頭から休日を踏まえて交代要員としてフリーの職員を4名程配置し、働きやすい職場環境の整備に努めています。
- ・看護師が正規の職員として配置され、保健衛生についてリーダーシップをとっています。
- ・ICTの導入を行い段階的に機能を高め、記録だけでなく幅広い分野で活用しようとされています。
- ・食育がしっかりと行われています。食育ボードを活用することで、子どもが食材の栄養素を理解し、食について関心を持っています。子どもが畑で育てた野菜を食事に使うことで、嫌いな野菜が食べれることもあるようです。
- ・小学校との連携がしっかりと行われています。小学校に絵本の読み聞かせに行き、様

子を確認するなど、入学後も連携が行われています。

◇改善が求められる点

- ・中長期計画が作成されていません。
- ・事業報告について、実施できたことの記載だけでなく実施でき無かったことを記載することで、翌年改善すべき事がより一層明確になると考えます。
- ・自己評価の実施と集計と日頃の業務内容をふり返る研修が、一体的に実施できません。
- ・今まで評価施設で培ってきた保育知識や技術を整理し、新人職員向けも含めた手引を整理されることを望みます。
- ・市の指定管理であり、修繕費などの手続きに時間がかかり、すぐには修理できない状態です。
- ・工夫が凝らされた建物ですが、教室が28名の基準で作られており、利用の要望が多い中教室が足りていません。
- ・専用の相談室が他事業で使われており、現在は教室や図書室で相談を受けている状態です。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今後は、指摘のあったように先を見据えての中期・長期の事業計画の作成や自己評価の活用をしていくなかで、利用者の皆様に安心・安全な福祉サービスの提供をしていきたいと思います。

⑧第三者評価結果（別紙）

## 第三者評価結果

### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c	
<コメント>法人の基本理念や基本方針のみならず、評価施設としての保育理念、保育方針が設定されており、評価施設としての社会的役割が明確化されています。加えて、保育目標の設定がなされよりわかりやすい内容となるよう検討しています。職員や保護者への周知は確認出来ましたが、パンフレットや玄関への掲示については、必ずしも十分ではありませんでした。		

#### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ	
<コメント>経営状況をとりまく環境や経営状況においては法人が中心で行い、法人関連施設の園長や所長が参加する会議において共有されています。評価施設の今後の経営方針については、園長の発言から今後の子どもの利用数増加に向けた考え方や意向、課題など確認でき現状と矛盾がないことが確認ました。		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・b・c	
<コメント>I-2-(1)-①で述べた園長の経営方針については、職員会議の議事録をはじめ職員のヒヤリング、自己評価結果からも共有されていることを確認出来ました。但し、津山市から委託を受け10年を迎えた一方、久米こども園として新たに認可され2年目を迎えたことから、地域特性やニーズを踏まえた保育サービスと教育サービスの両立や質の向上などを進めるため、評価施設のアイデンティティーを今以上に發揮していくことが求められます。		

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。		a・b・c
<p>〈コメント〉中・長期計画が確認出来ませんでした。前述の保育理念や基本方針、保育目標を踏まえた5年程度の計画を作成し、それをもとに保育サービスを実施することが求められます。計画の策定に当たっては、5年の期間のうち、毎年どのような計画を実施するのか、具体的に見える形での計画策定が求められます。ところで、平成30年2月の職員会議後に行われた園内研修(年齢別グループワーク)において、評価施設の強みと弱みをKJ法を用いて洗い出しています。これらの結果を各分野(保育・施設や設備・地域交流など)で分類し、その結果をそれぞれの計画に落とし込んでを中・長期計画を策定してみてはいかがでしょうか。そのうえで、各年ごとの計画を事業計画に落とし込むことで、自分たちが進むべき目標が明確になるのではないかでしょうか。</p>		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。		a・b・c
<p>〈コメント〉I-3-(1)-①で指摘したとおり、中・長期計画が確認出来ないため、それらを踏まえた単年度計画の策定にはなっていません。今回の評価を機に、I-3-(1)-①でコメントした取り組みを行い、それらを反映した中・長期計画を法人と検討しながら作成してみてはいかがでしょうか。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		a・b・c
<p>〈コメント〉事業計画は、事業運営や職員構成といった基本計画に加え、各事業計画、研修・講習計画、各部会(研修部、保健・給食部、図書部、絵画部、音楽部、広報・パソコン部、レクリエーション部、支援児童部、就学検討部、諸帳簿検討部)の年間計画をもとにした総合的な計画となっています。計画の策定に当たっては、前述の全職員が関わる部会の計画反映から見ても明らかのように主要な職員のみが関わるのではなく、毎年度末の職員会議において全職員が策定に関わっています。計画の評価については、実施後職員会議において行われておりそのことは議事録で確認出来ますが、事業報告には実施結果のみが反映されており、課題については明記されていませんでした。その年の評価が一目でふり返ることが出来るような事業報告が策定できるよう工夫をされてはいかがでしょうか。そうすることで、次年度事業計画はもちろんのこと今後策定が望まれる中・長期計画に繋がると考えられます。なお、事業計画は、各職員に配布されています。</p>		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。		a・b・c
<p>〈コメント〉事業計画は玄関に設置され、誰でも閲覧でいるよう配慮されています。ホームページにおいても公表され、お涼み会や親子バス遠足に保護者と職員が共催し計画にも積極的に参加を促しています。但し、保護者会の議事録資料からは、事業計画の説明が十分されていることは確認出来ませんでした。今後は、全ての家族において事業計画自体の提示をすることで、利用者家族へ評価施設の活動自体の理解がより一層深まると考えます。</p>		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		a・b・c
<コメント>自己評価は毎年実施していますが、評価結果は今年度から初めて集計されています。一方、津山市が行うアンケートに対しても真摯に向き合い、改善結果を公表しています。なお、来年度4月下旬から5月上旬の連休中の保育サービスについて、法人の保育関係3施設(久米こども園・倭文保育所・KOKKO保育園)が合同で保護者へ前もってアンケート調査を行い、その対応方法も検討しています。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		a・b・c
<コメント> I-4-(1)-①で述べたとおり、今年度より評価結果の集計に取り組んでいます。したがって、評価結果は事業計画に十分反映されていません。一方、I-3-(1)-①で述べたとおり、平成30年2月の職員会議後に行われた園内研修(年齢別グループワーク)において、評価施設の強みと弱みをKJ法を用いて洗い出して取り組むべき課題を明確にしようと試みています。今後は、自己評価と園内研修を一体的に実施し、計画的改善策が実施できる取り組みを進められるよう工夫してみて下さい。		

#### 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

##### II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。		a・b・c
<コメント>役割と責任の所在について、職務分担表ならびに役職、クラスごとの分担表や部会活動票、職員会議などで徹底されています。また、職員会議では、園長自ら必ず発言し、評価施設としての方向性やあるべき姿について明確化しています。このことは、職員からのヒヤリングからも確認出来ています。		
II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。		a・b・c
<コメント>園長として遵守すべき法令に関係する研修へは積極的に参加をしています。また、必要な人員配置の把握や法令の把握はなされています。地域の交流についても、園長として参加すべき会議にも参加されており、法人内の規程も遵守されています。加えて、物品などの取引業者との手続きや購入についても法人のルールに沿った対応ができます。		

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	(a)・(b)・(c)	
<コメント>久米こども園として2年目を迎え、認定こども園における園長としてのアイデンティティを模索しています。主任時代に自ら考案した部会システムの実施は、現在の久米こども園の基礎を築いています。園長が大切にしている「主体性」というキーワードは、1日の業務の過程(例えば引き継ぎにおける各クラスの独立性の尊重など)から見て取れます。今後は、認定こども園の運営に適したより良い組織の構築を検討していくことを期待しています。		
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・(b)・c	
<コメント>平成30年6月より、登降園の管理と保護者へのお知らせ一斉送信にICTを導入することで、業務の効率化を進めています。また、各クラスに端末を設置することで、より効率化を図っています。導入が間もないこともあり、保育サービスにおける導入範囲の検討や実践はこれからであり、広報・パソコン部で検討されています。一方、II-1-(2)-①で述べたように園長が大切にしている「主体性」を考慮すると、職員会議欠席者の閲覧確認がなされていないことは理解できます。但し、情報共有の視点から閲覧確認の方法を検討することも必要であり、導入しているICTの条件にもありますが、それらを利用した議事録の共有や閲覧チェックシステムなどが利用できるのであれば活用し、今以上の業務の効率性と確実性を検討してみてはいかがでしょうか。なお、その際には配置されている事務員を活用し、業務分担を含めた活用が方法の1つとして考えられます。		

## II-2 福祉人材の確保・養成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	(a)・(b)・(c)	
<コメント>職員の年齢や経験、職員配置などを考慮し、園長は主任と共に将来に向けた体制の整備を検討し実践しています。後述するとおり、総合的な人事管理は法人本部で行われていますが、評価施設としての計画や要望は法人本部に示してます。年齢構成から、育児休業を取得する職員が多いことを考慮しながら、待遇改善加算への対応やキャリアアップ研修の参加斡旋を進めています。関係団体が主催する採用促進の行事にも参加しています。新人職員の採用については、厳しいなか定期的な採用がなされています。		
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	(a)・(b)・(c)	
<コメント>総合的な人事管理は、法人本部で行われています。人事基準も明確に定められています。複数の施設を持つ法人であり異動はありますが、年2回職員の意向や要望を聞く面接を行って、人事に反映しています。		

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ	
<コメント>前述の通り、職員の年齢構成から家庭の事情で休日を必要とする場合が多いですが、必要な場合は有給休暇や勤務時間を短縮するなどの配慮を促すため園長や主任が個々に相談に応じたり、副主任がフォローするなどして対応しています。有給休暇の取得状況を確認すると、全国平均の年8.5日よりも多く、職員のヒヤリングからも取得について概ね満足していることを確認出来ました。今後、育児休暇後の職場復帰に向けた対応については、休暇中の職員に対し定期的に保育情報を提供したり、復帰後一定期間の復帰プログラムを作成するなど、より一層の対応をしてみてはいかがでしょうか。		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ	
<コメント>普段の業務のなかや年2回開催される面接によって配慮はなされています。但し、今の状況では、年度ごとにどの程度個人が成長したのか、自分が掲げる目標を達成できたのか確認することが出来ません。現在普及しているシステムとして、年度初めに各自が目標を設定し、9月(中間チェック)と2月にその目標がどの程度達成できたのか、それをもとにした面接で自分をふり返る「目標管理制度」というものがあります。導入も含め、検討してみてはいかがでしょうか。		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ	
<コメント>今年度から制度化されたキャリアアップ研修では、8分野(1分野3日間)に計14人を派遣すると共に、36研修(1月31日まで)に適宜職員が受講したうえで、復命書ならびに職員会議後の伝達研修で他の職員は学びを得ています。その他にも、園内研修や3園交流会(法人内のKOKKO保育園、倭文保育所、久米こども園の人事交流)によって、学びを深めています。		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ	
<コメント>職員ひとり一人に対する研修の要望、機会の確保については、あらかじめ研修の希望を聞くようにしていますが、各職員自ら参加を希望する姿勢が必ずしも見られておらず課題のようです。この課題に対しては、職員自ら希望する研修について年に一定回数を認めて研修費用の補助を出す(このことについては、法人との調整が必要と考えますが)といった福利厚生面からのより一層の支援があると、職員にとってより参加しやすい環境が整うのではと考えます。一方、新人職員への研修については法人全体は施設外研修に参加すると共に、園長、主任からの教育の後、フリー職員として研修を受け、のち各クラスの担当者となるようです。今後は、新人職員用の手引などを作成し、今まで培った知識や技術を残していくといった作業が必要と考えます。		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ	
<コメント>今年度、2名の保育実習Ⅱ課程の実習生を受け入れています。実習には、「保育実習の手引」を作成し、教育に活かしています。実習生の減少から、法人内の倭文保育所と協力し、実習生受け入れを毎年変更しています。一方、近隣の久米中学校3年生49名を家庭科の課外実習として受け入れています。その中の生徒は、のちに評価施設にボランティアとして受け入れ採用に繋がっていることを申し添えておきます。		

## II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		a・b・c
<コメント>保護者が閲覧できるよう規程集やマニュアル集、事業計画書や事業報告書が整備されています。また、各クラスの掲示板には保護者への伝達事項が掲示されており、情報公開に努めています。また、ホームページも整備されており評価施設の概要など見やすい内容となっています。但し、「保育目標」のページには保育目標、保育内容は記載されていますが、基本理念や基本方針が明記されておらず、保育目標も更新されませんでした。一方、苦情解決処理状況については法人全体のホームページで報告されていますが、評価施設の玄関などの保護者が見やすい場所ではどのように苦情に対応したのかが掲示されていませんでした。		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		a・b・c
<コメント>公認会計士による定期的な監査が行われており、各種規程も整備されています。		

## II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。		a・b・c
<コメント>地域との関わり方について基本的な考え方を文章化し、地域の情報を収集するため、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるようにしています。地域の老人会や未就学児童、小中学校と定期的に関わり(老人会との触れ合い事業・地域親子クラブ・地域支援センターなかよし会)をもっています。また、お祭りなどの地域行事にも積極的に参加しています。		
II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。		a・b・c
<コメント>受け入れに関する基本姿勢や地域の学校教育への協力体制も明文化され、ボランティアの受け入れ体制は整備されています。実績としては地区の老人会や中高生のボランティア体験の受け入れ、図書館司書による読み聞かせなどを行なっています。しかし、利用乳幼児の安全を配慮してボランティアの受け入れを行なうため、件数は少なくなっています。その中でも、積極的に取り組み、次年度より新たなボランティアグループが定期的に来園を予定するなど、受け入れの幅を広げようと努力しています。		

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	(a・b・c)	
<コメント>市のこども課及び健康増進課、児童相談所、療育機関や病院などとの連携を図り、連絡先をリストアップして一覧表として管理しています。また、職員会議やミーティングで説明するなど職員間で情報の共有もおこなわれています。発達障がいや虐待などが疑われる児童については、福祉事務所(地域担当の保健師や津山市の療育機関)と連携して支援することができています。		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	(a・b・c)	
<コメント>子育て支援センター(地域子育て支援拠点事業)により地域の未就園児への遊びの提供や園庭開放、情報発信も積極的に行ってています。また、地域の人々・保護者との交流を計画・実施し、ニーズに合った活動として一時預かり事業、公益的な取り組みとして農業などを通した園児と高齢者の交流体験を行っています。また、平成30年の豪雨災害時には保育園を避難所として提供し、地域の住民が利用されたそうです。津山市の災害時の避難場所として指定を受け、食糧の備蓄も行なっています。		
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	(a・b・c)	
<コメント>児童民生委員、老人会、学校などの交流を持って地域ニーズを把握しようと努め、出前保育、地域の親子クラブ、野菜作りを通しての老人会との交流、未就園児の家族や親子クラブへの子育てのアドバイスなどの公益的な事業を行なっています。また、小学生から高校生までの社会体験の場として、年間多くの児童・生徒を受け入れています。		

### 評価対象III 適切な福祉サービスの実施

#### III-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・(b)・c	
<コメント>保育目標や理念の掲示が施設内に複数個所あり、職員のみならず保護者や訪問者にも保育の基本的姿勢が分かりやすくなっています。しかし、職員が会議や日々のミーティングなどを通して保育目標や法人の理念を共有し、子ども主体の保育を心がけているのに対し、保護者会総会や懇談などでは保護者に対して保育目標や法人理念の説明はないようです。様々な場を利用して、色々な対象に定期的に丁寧な説明が望まれます。		

III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a・b・c
<コメント>個人情報の保護・子どもの権利擁護については規程も整備され、入園時に重要事項説明書の内容を説明し、個人情報保護に向けては細心の注意を払っています。担当職員は園外での研修にも参加し、職員会議などを通して職員の共通理解にもつとめています。今後は、園内でも個人情報保護に関する研修の取り組みを企画・実施し、より一層の理解を深めていくことが望れます。	
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	
<コメント>パンフレットやホームページなども含め、園便り、子育て支援センター便りは津山市へ毎月提出し、情報発信を行っています。また、見学の希望がある場合は、入園するしないに関わらず随時対応しています。特にパンフレットだけでなく、分かりやすく詳細な入園のしおりを作成し、利用希望者が分かりやすく情報を把握できるよう努めています。	
III-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<コメント>指導計画などに変更がある場合は、保護者会役員会での承認を得たうえで、変更事項をお便りなどで保護者へ伝えています。特に平成29年度4月の保育所からこども園への変更にあたっては、保護者へわかりやすく伝わるよう工夫・配慮し、同意を得たうえで内容を文書化しています。年1回の懇談会だけではなく、参観日などの機会もを利用して保護者に変更などを説明しています。また、障がいを持つ児童については、障がい児保育(タケヤリ室)を利用してより頻回に機会を持つようにしています。	
III-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<コメント>小学校との接続計画に基づき、就学した3つの小学校へ職員が絵本の読み聞かせに行き、子どもの様子を見たり、先生に様子を聞いたり、同一敷地内にある児童クラブとの交流があつたりと3つの小学校を対象に訪問・交流・行事・研修などを実施しています。また、保育園の利用が終了した後も保育園として、子どもや保護者が相談できるように担当者や窓口を配置しています。	
III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。	
III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<コメント>指定管理ということもあります、年に1回市が保護者に満足度アンケートをとっています。市によってアンケートの詳細なまとめが作成され、園内での回覧や会議での検討がおこなわれています。今後は、園独自で市と異なる視点から、保護者への聞き取りなどの取り組みを検討をされてはいかがでしょうか。また、ヒヤリハットや苦情処理についても関連した分野であり、合わせて考えて見られることをおすすめします。	

III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a · b · c	
<コメント>法人で第三者委員会を設置し、苦情解決の体制は確立し、意見箱の設置や福祉サービス運営適正化委員会の掲示もできています。しかし、意見箱に用紙の準備がなく、年間に入る苦情の数も大変少なくなっています。大変よいことなのですが、より幅広い意見をいただくためにも受付方法や保護者会総会での報告などを検討されてはいかがでしょうか。また、ヒヤリハットは苦情に大変近い種類のものであり、苦情とともに第三者委員会で検討されているところが多くなっています。ヒヤリハットのまとめを分析し、第三者委員会や保護者会で検討されることをおすすめします。		
III-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a · b · c	
<コメント>保護者が相談したり意見を述べたりする際、いろいろな方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成し、掲示しています。基本的には担任が相談を受け、しっかりと聞く事を基本に対応し、内容によっては管理職との連携が取れるようになっています。通常はクラスを相談に使用しますが、よりプライバシーに配慮が必要な場合は、図書室や子育て支援センターの相談室を利用します。今後は、様々な保護者のニーズに対応できるような設備の整備について、検討されてはいかがかと考えます。		
III-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a · b · c	
<コメント>相談や意見については、会議や引継ぎの場を通して速やかに検討して対応されています。しかし、意見箱の利用も少なくなっています。保護者会や懇談会などを利用して幅広い意見の収集に努められてはいかがでしょうか。また、相談の記録はあっても、その後の経過などの記録がないようです。相談結果の確認や職員間での情報共有を図るためにも、作成を検討してみてください。		
III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a · b · c	
<コメント>事故対応マニュアルも整備されており、職員間での事故発生時の対応(緊急時の連絡表など)について周知も行なわれています。また、昨年度よりICTの導入を行い、非常時の一斉送信などに活用しています。ヒヤリハットの事例は収集され、分類やまとめを行い、発生要因の分析などを行なっています。また、その結果を反映させた危険箇所の図を作成しています。今後は、一歩進めてリスクマネジメント委員会などの組織の立ち上げを検討されてはいかがでしょうか。		
III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a · b · c	
<コメント>感染症の予防と発生時の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底し、担当者を中心に定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会に参加しています。法人全体としても講習会や研修会を開催し、受講者が会議で報告して情報共有を行なっています。遊具などの消毒も定期的に行い予防に努め、感染症の発生した場合は、詳細な記録を作成し、配置されている看護師とともに適切な対応が行なわれています。		

III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
〈コメント〉 毎月1~2回、災害の想定を火事や地震、水害などに変更して避難訓練が行なわれています。災害について消防署や警察署との連携も取れています。災害警報などが出された場合は、ICT(コードモン)を利用して一斉に保護者へ連絡できる体制がとられています。また、避難訓練には、地元の消防団(保護者)も参加し、実施後のアドバイスも受けています。	

## III-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
III-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ	
〈コメント〉 保育指針及び教育要領に基づき、年間指導計画、児童票を作成しています。また、それぞれのクラスで月案を作成し、個々の年齢や発達に合った保育を提供しています。保育内容は文書化され、帳簿委員会での見直しや職員会議で情報共有をされています。そして、独自に保育・教育目標(くめのこ)を定め、施設内にも掲示し、目標に基づき保育を行っています。		
III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ	
〈コメント〉主任、副主任を中心とした帳簿委員会で、子どもが必要とする保育内容が実施されています。また、定期的に現状の見直しや検証を行い、会議の記録を文書化しています。職員会議などを利用して職員間での周知に努めています。しかし、標準的な実施方法の検証・見直しにあたり、職員や保護者などからの意見や提案があまり反映されていないように感じられます。特に保護者からの意見の反映を生かせるような仕組みを検討してみてはいかがでしょうか。		
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ	
〈コメント〉児童票による個々の記録を基にアセスメントが行なわれ、懇談会などをを利用して保護者の意見を取り込み、複数担任での協議を経て指導計画が策定されています。また、帳簿委員会での検証を経たうえで最終的には園長による確認を行なう仕組みが整っています。それに加え、保護者との懇談会やその他の機会を捉えて、指導計画に対する保護者の意向把握と同意が得られるよう常に努めています。		
III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ	
〈コメント〉 クラスごとに年3回指導計画の評価・見直しを行ない、さらに帳簿委員会で確認し、職員会議で意見の共有に努めています。また、見直しによって変更した指導計画の内容を、職員会議などによって周知し、評価した結果を次の指導計画の作成に生かしています。それに加え、指導計画などに変更がある場合は、保護者会役員会での承認を得たうえで、変更事項をお便りなどで保護者へ伝えています。		

III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c	
<コメント>個別の指導計画などに基づく保育が実施され、児童票に記録が行なわれ、会議などで情報共有されています。しかし、メモや口頭での引き継ぎも多く、記録にならない部分もあるようです。次年度からICTの活用を計画する中で、記録や計画書のデジタル化が挙がっており、各クラスごとの端末を活用することにより記録の増加が期待されます。		
III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c	
<コメント>個人情報保護規程に基づき、記録の管理責任者も選任されており、情報端末にもIDを設定し個人情報の保護に努めています。記録は事務所ロッカーにきちんと保管されていますが、夜間・休日など無人の場合も施錠されていません。ロッカーの施錠をされたほうがよいのではと考えます。		

## 評価対象IV 福祉サービス内容評価基準

### IV-1 保育内容

		第三者評価結果
IV-1-(1) 保育課程の編成		
IV-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a・b・c	
<コメント>副主任や主任の保育士を中心としたメンバーで諸帳簿部会を開催しており、保育課程はその中で保育指針を取り入れながら作成されています。自然の中でしっかりと体を動かして遊べるとともに、地域や小学校とのつながりを持てるように意識して作成されています。年1回の見直しが行われており、職員全員に保育課程を配布することで周知されています。		
IV-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
IV-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・b・c	
<コメント>室内の温度などは天候やその時々の状況、子どもの様子を観察しながら調整されており、快適な状態が保たれています。おもちゃなどの用具は消毒したり、洗浄して天日干しをするなど衛生管理に努められています。屋外遊具は毎月点検を行い記録されており、危険なことがないように配慮されています。		
IV-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・b・c	
<コメント>子どもの発達過程や家庭環境など、一人ひとりの子どもの状態を把握され、児童票に記録されています。子どもが自分の気持ちや意見を言いやすいように雰囲気づくりがされており、言いにくい子どもには小グループを作り意見を引き出し、気持ちをくみとるようにされています。子どもとの関わりでは、子どもが分かりやすいようにジェスチャーを交えたり、言葉の表現を分かりやすく工夫されています。		

IV-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	(a)・b・c
<コメント>発達に応じた適切な時期に基本的な生活習慣の習得ができるよう、保育課程において年齢ごとに目標を設定し、援助が行われています。複数担任制を導入し、子ども一人ひとりに合った保育が行われており、基本的な生活習慣の習得においても、個別の対応が行われています。また、クラスだよりや連絡帳でできるようになったことを伝え、家庭での習得の促しも行われています。	
IV-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	(a)・b・c
<コメント>室内での自由遊びの時間には、ままごとやブロック、パズルなどの子どもが好きな遊びができるように用具が準備されています。戸外に出て、季節の草花を探したり、昆虫を見つけたり、散歩の機会が確保されています。また、地域の老人会と野菜作りを行うなど、ふれあい事業は年間10回程度行われており、他の保育園児との交流も行われています。	
IV-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	(a)・b・c
<コメント>子どもが安心して、安全に過ごせるように環境が整備されており、保育士はゆったりとした関わりの中で、保育士と愛着関係が持てるように、子どもが信頼している保育士が関わるようになるなどの配慮を行っています。家庭との連携においては、子どもの登降園時や連絡帳で十分に行われており、保護者との信頼関係が築けています。	
IV-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	(a)・b・c
<コメント>自分でしようとする気持ちが芽生え、怪我をしやすくなる時期であるため、クラスを分けて、じっくりと気をつけて観れるようにされています。言葉の発達が十分でないため、子どもの間に入ってとりもったり、子どもの性格を把握したうえでの対応がなされています。	
IV-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	(a)・b・c
<コメント>子ども同士での喧嘩で手や足が出ないように、言葉で話をするように促し、話を聞いて対応されています。保護者とも協力をして対応されています。協同的な活動において、一緒に活動する楽しさが味わえるように援助されています。また、運動会や生活発表会で保護者や地域に伝えられています。	
IV-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	(a)・b・c
<コメント>保育園において週1回、療育の教室を開催しており、専門機関の診断をもとに専任の先生により療育が行われています。市の実施する教室につないだり、情報交換を行いながら、支援が行われています。日常の保育においては、個別の指導計画を作成し、実施されており、園長や保育士、保護者との支援会議が必要に応じて開催されています。発達が気になる子どもにおいては、療育の先生に教室に入ってもらって、相談しながら対応されています。発達障害児の支援に関する研修に参加され、適切な支援が行えるように取り組まれています。	

IV-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	(a・b・c)
<コメント>長時間にわたる保育においては、年齢の異なる子どもとの触れ合いの場と捉えており、大きいクラスの子が小さいクラスの子の世話をして遊ぶ関わりが見られています。そのため、保育士は行動が行き過ぎないように目を配り、配慮されています。保育士間の引継ぎは口頭で行われ、必要に応じて書面を活用して行われています。	
IV-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	(a・b・c)
<コメント>小学校との交流会や体験入学などの取り組みを行っており、子どもが入学を楽しみに期待を膨らませている様子を確認できました。小学校に保育所児童保育要録を作成して渡すなど、情報交換が行われています。保育士が小学校に絵本の読み聞かせに行ったり、行事に参加することで、入学後の子どもの様子を確認されています。また、小学校の先生に来てもらうことでも小学校での様子を確認されています。支援児についても適切な情報交換が行われています。	
IV-1-(3) 健康管理	
IV-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	(a・b・c)
<コメント>内科検診を年2回、歯科健診を年1回実施し、健康管理に努められています。登園時には毎日検温を行うなど、健康状態の確認が行われています。乳児においては、16時にも検温を行い、就寝時のプレスチェックが10分間隔で行われています。保健・給食だよりを毎月発行し、保護者に健康に関する取り組みを知らせています。登降園の記録にICTカードを活用されており、今後、身体測定の結果を入力するなど、健康管理にも活用して行くことを予定されています。	
IV-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	(a・b・c)
<コメント>健康診断や歯科健診の結果は児童票に記入すると共に、保護者に伝えられています。異常のみられた子どもの保護者には受診を促し、受診結果を確認されています。子どもの主治医より連絡を受けることもあるようです。身体測定を毎月実施し、健診結果と同様に児童票に記入されています。	
IV-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	(a・b・c)
<コメント>「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、アレルギーのある子どもに対する対応マニュアルが作成されており、マニュアルに沿った対応が行われています。アレルギー疾患の対応では、医師の指示書を提出してもらい、除去食の提供が行われています。除去食であることが分かりやすいようにお盆の上に名前シートを置き、区別されています。また、摂食時には対象の子どもの傍で一緒に食事をしながら見守りが行われています。アレルギー疾患、慢性疾患などに関する研修に看護師と栄養士が参加し、連携した対応が行われています。	

IV-1-(4) 食事		
	IV-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
<コメント>離乳食は中期・後期の食事を提供し、乳児には1品追加するなど、発達に合わせた食事の提供が行われています。食事の前に献立を伝えたり、食育ボードを活用して食品の栄養素分けを行うなど、食について関心を深める取組が行われています。また、子どもが畑で育てた野菜を使用した食事を提供したり、クッキング(親子クッキングやクッキーづくりなど)の実施も行われ、関心を深めるように取り組まれています。保護者に対しては、食事やおやつのサンプルを掲示したり、献立によってはレシピの配布が行われています。		
	IV-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
<コメント>給食衛生管理マニュアルを作成しており、残食の調査や検食簿の記録が適切に行われています。食事は行事食など目で見ても楽しい食事が提供されています。季節感のある献立となっており、新しいメニューが取り入れられています。入学を控えた子どもにアンケートを取り、リクエストメニューを提供されています。除去食の提供においては、除去食も他の食事とできるだけ同じように見えるように調理の工夫が行われています。担任の保育士は子どもの好き嫌いや摂取量を把握し、対応されています。		

## IV-2 子育て支援

		第三者評価結果
IV-2-(1) 家庭との緊密な連携		
	IV-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
<コメント>年1回の個人懇談や家庭訪問、参観の後の時間に子どもの成長を共有したり、情報交換を行っており、その情報を児童票に記録されています。子どもの登降園時にコミュニケーションを図っており、その日の様子が伝えられています。また、連絡帳においても、情報交換がしっかりと行われています。園だよりとクラスだよりが作成されており、保育園での生活の様子や保育内容が伝えられています。		
IV-2-(2) 保護者等の支援		
	IV-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ
<コメント>日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係が築けており、何でも相談しやすい状況がつくられています。複数担任制で、各クラスに指導できる立場の保育士を配置しており、新人の保育士が相談を受け、対応が困難な時には、ベテランの保育士から助言が得られる体制をつっています。また、主任保育士や園長からも助言が得れる体制をつっています。相談内容は児童票に記録されています。		

IV-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	(a)・(b)・(c)
<コメント>虐待対応マニュアルが作成されており、マニュアルにもとづいた対応が行われています。虐待の早期発見に努め、保育園内で情報を共有されています。虐待の疑いのある子どもについては、様子を観察し、毎月記録されています。必要に応じて、関係機関と連携を取れる体制がつくられています。	

### IV-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
IV-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
IV-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	(a)・(b)・(c)	
<コメント>自己評価を年3回実施されており、保育士が保育実践の振り返りを行う機会が設けられています。自己評価をすることで、保育士が学びの意識を高めることにつながっています。自己評価後に目標を設定して取り組むなど、次に生かす仕組みがつくられると、更によいと考えられます。		